

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年9月26日提出
【計算期間】	第11期（自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日）
【ファンド名】	TOPIX Core 30連動型上場投資信託 （以下「ファンド」といいます。） なお、「TOPIX Core 30上場投信」または、「TOPIX Core 30投信」（以下 「別称」と総称します。）と称する場合があります。 また、ファンドの名称（別称を含みます。）の前に「NEXT FUNDS」また は「ネクスト・ファンズ」の文言を付記する場合があります。
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指します。

ファンドは、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX Core 30における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指します。

ファンドの受益権は、金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

■信託金の限度額■

信託の限度額は、10兆円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ① 受益権を上場します。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で時価により株式と同様に売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

取引方法は株式と同様です。売買手数料など、詳しくは第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

- ② ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式^(※)によって行ないます。

委託者は追加設定を申し込む投資家に対して、あらかじめ追加設定に必要な株式のポートフォリオを指定します(これを「指定株式ポートフォリオ」といいます。)

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭を販売会社に支払うものとします。

また、投資家が指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として、指定株式ポートフォリオの時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する金額および、当該

株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて販売会社に支払うものとします。

(※) ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。))によって行なわれます。

- 1 原則としてTOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
- 2 原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3 投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

③ 受益権と株式を交換することができます。

一定口数以上の受益権を有する受益者は、それに相当する信託財産中の現物株式ポートフォリオ(信託財産で保有する個別銘柄の構成比を基に委託者が銘柄・数量を指定します。以下当該ポートフォリオを「交換ポートフォリオ」といいます。)と交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

なお、投資家が交換ポートフォリオの構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、交換ポートフォリオの時価総額のうち当該株式の時価総額に相当する口数の受益権は交換に必要な口数から控除します。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(TOPIX Core 30連動型上場投資信託)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MRF	
		不動産投信		
		その他資産 ()		
追 加 型	内 外	資産複合	ETF	特 殊 型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	T O P I X
不動産投信	日々	オセアニア	
その他資産 ()	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東)	その他 (TOPIX Core 30)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

〔特殊型〕

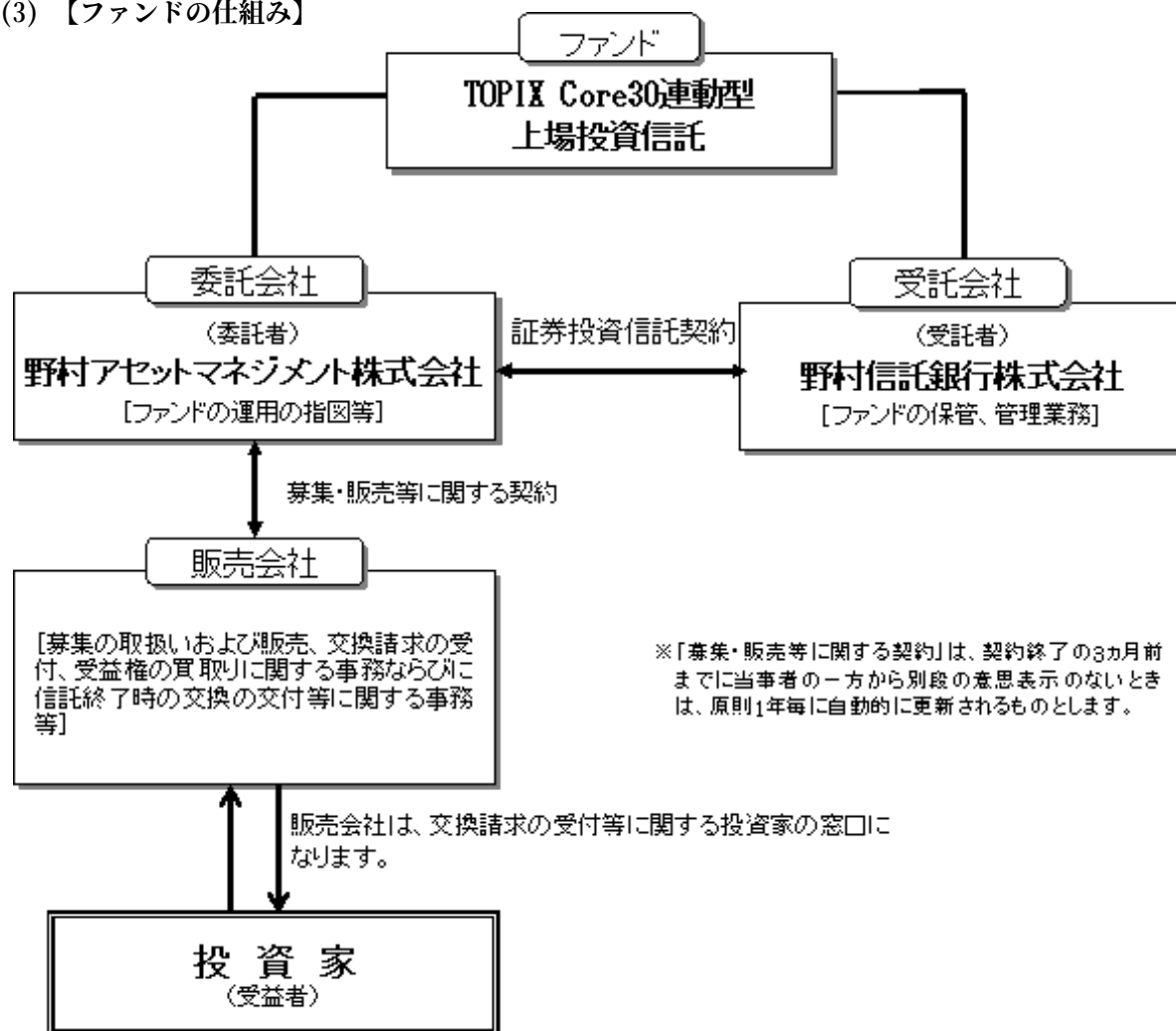
- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

平成14年4月2日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成14年4月3日 受益証券を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

**委託会社の概況****■委託会社■**

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成25年8月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成25年8月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドは、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX Core 30における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指します。

次の場合には、上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア TOPIX Core 30の計算方法が変更された場合

イ TOPIX Core 30の採用銘柄の変更または資本異動等TOPIX Core 30における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

ウ 追加信託または交換が行なわれた場合

エ その他連動性を維持するために必要な場合

投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指すため、補完的にTOPIX Core 30を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「TOPIX Core 30」及び「TOPIX」の著作権等について

- ① TOPIX Core 30及びTOPIXの指数値、TOPIX Core 30及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所(以下(株)東京証券取引所という。)の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利及びTOPIX Core 30及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。
- ② (株)東京証券取引所は、TOPIX Core 30及びTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX Core 30及びTOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIX Core 30及びTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ (株)東京証券取引所は、TOPIX Core 30及びTOPIXの商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ (株)東京証券取引所は、TOPIX Core 30及びTOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また(株)東京証券取引所は、TOPIX Core 30及びTOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」は、TOPIX Core 30の指数値に連動した投資成果を目標として運用するが、「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」の純資産価額とTOPIX Core 30の間に乖離が発生することがある。
- ⑥ 「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑦ (株)東京証券取引所は「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」の購入者又は公衆に対し、「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」の説明、投資のアドバイスをする義務を持たない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「TOPIX Core 30連動型上場投資信託」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

(2)【投資対象】

ファンドは、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率をTOPIX Core 30における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指します。

投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記にかかわらず、TOPIX Core 30に連動する投資成果を目指すため、補完的にTOPIX Core 30を対象とした株価指数先物取引の買建を行なうことができます。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第24条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「③金融商品および先物取引の指図範囲」第5号に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第25条第1項)

委託者は、信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

③ 金融商品および先物取引の指図範囲(約款第25条第2項)

委託者は、信託財産に属する金銭を、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、次の金融商品および先物取引により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）

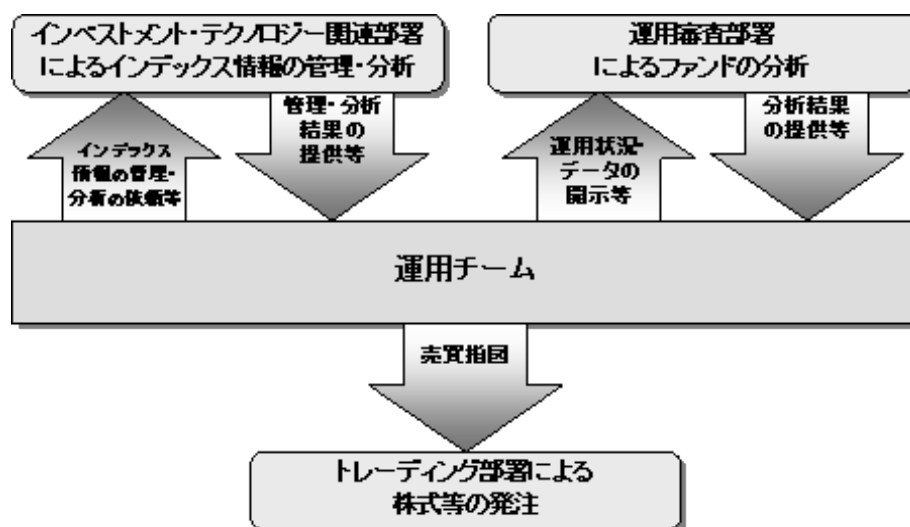
3 コール・ローン

4 手形割引市場において売買される手形

- 5 TOPIX Core 30を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

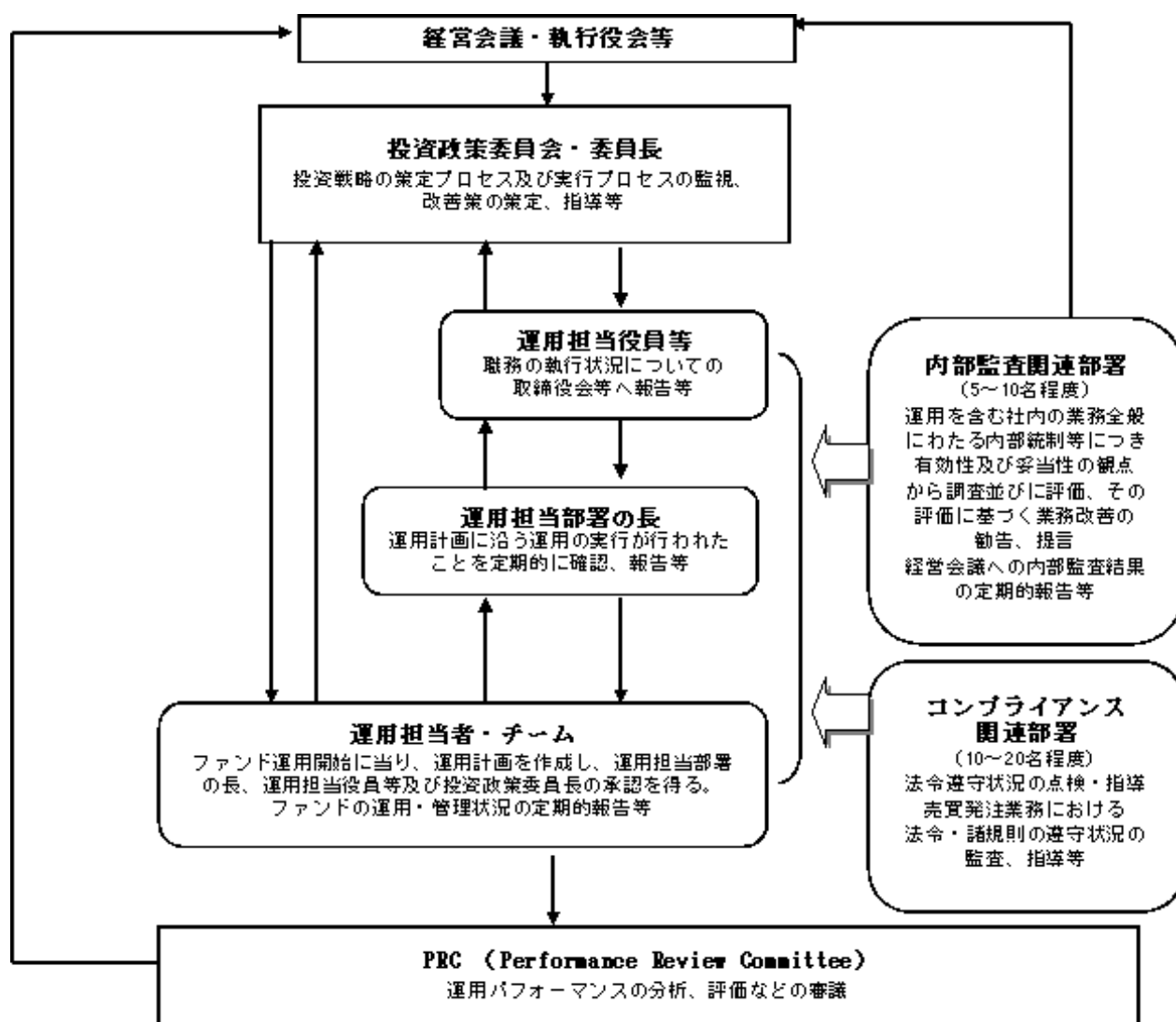
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等是有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 信託財産から生ずる配当等収益(受取配当金、配当株式、受取利息およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から経費(信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等ならびにその他の費用の合計額をいいます。以下同じ。)を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。
- ② 信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。
- ③ 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。
 - 1 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
 - 2 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

- ① 株式への投資割合(約款第26条第1項第4号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

- ② 投資する株式の範囲(約款第26条第1項第3号)

委託者が投資することを指図する株式は、TOPIX Core 30に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ③ 株式の貸付の指図および範囲(約款第28条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないこととします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

- ④ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔株価変動リスク〕

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象株価指数と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ②同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ④対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ⑤先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
- ⑥信託報酬等のコスト負担があること

※対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

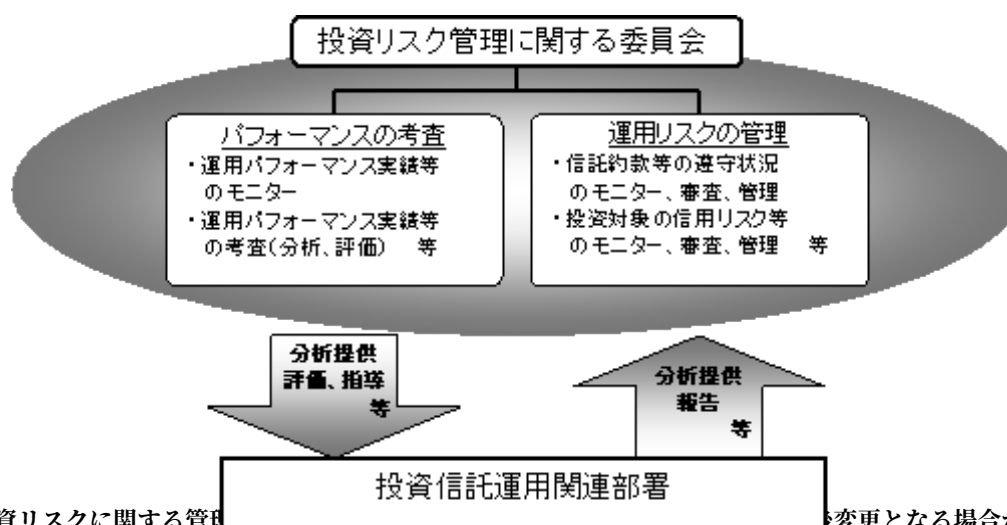
リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

※ 投資リスクに関する管理は、投資信託運用関連部署の組織変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が独自に定める額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときおよび受益権の買取り[※]を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

※ 受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の23.1（税抜年10,000分の22）以内（平成25年9月26日現在年10,000分の23.1（税抜年10,000分の22））の率を乗じて得た額とし、その分配については次の通り（税抜）とします。

（委託会社）	（受託会社）
年10,000分の15	年10,000分の7

※上記分配は、平成25年9月26日現在の信託報酬率における分配です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産中から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

● 受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉

徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

●収益分配金の受取り時

分配金については、10.147%(国税7.147%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%(国税15.315%および地方税5%)となる予定です。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について

売却時及び交換時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

５ 【運用状況】

以下は平成25年7月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	8,707,691,900	98.19
現金・預金・その他の資産※(負債控除後)	—	160,395,605	1.80
合計(純資産総額)		8,868,087,505	100.00

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 ／ 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
TOPIX Core 30株価指数先物(2013年9月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	259	166,148,500	156,954,000	1.76

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	194,500	6,409.30	1,246,609,000	5,970.00	1,161,165,000	13.09
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,131,700	654.89	741,139,300	601.00	680,151,700	7.66
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	113,000	4,774.52	539,521,000	4,485.00	506,805,000	5.71
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	127,700	3,804.77	485,870,000	3,630.00	463,551,000	5.22
5	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	72,400	5,761.49	417,132,000	6,240.00	451,776,000	5.09
6	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,933,200	216.97	419,448,000	203.00	392,439,600	4.42
7	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	94,300	3,684.51	347,449,500	3,425.00	322,977,500	3.64
8	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	62,900	5,249.58	330,199,000	4,935.00	310,411,500	3.50
9	日本	株式	キヤノン	電気機器	87,800	3,370.00	295,886,000	3,025.00	265,595,000	2.99
10	日本	株式	三菱地所	不動産業	105,000	2,754.15	289,186,000	2,491.00	261,555,000	2.94
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	59,400	4,739.50	281,526,500	4,375.00	259,875,000	2.93
12	日本	株式	日立製作所	電気機器	364,000	658.94	239,857,000	658.00	239,512,000	2.70
13	日本	株式	ファナック	電気機器	15,800	15,178.54	239,821,000	14,860.00	234,788,000	2.64
14	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	62,500	3,929.71	245,607,000	3,700.00	231,250,000	2.60
15	日本	株式	KDDI	情報・通信業	42,200	5,209.64	219,847,000	5,410.00	228,302,000	2.57
16	日本	株式	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	305,500	817.86	249,856,300	747.00	228,208,500	2.57
17	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	27,900	8,350.00	232,965,000	7,890.00	220,131,000	2.48
18	日本	株式	三菱商事	卸売業	116,600	1,828.91	213,251,500	1,789.00	208,597,400	2.35
19	日本	株式	ソニー	電気機器	95,200	2,178.80	207,422,200	2,068.00	196,873,600	2.22
20	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	191,300	1,094.87	209,449,000	1,027.00	196,465,100	2.21
21	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	674,000	298.86	201,436,186	285.00	192,090,000	2.16
22	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	1,231	157,478.79	193,856,400	149,500.00	184,034,500	2.07
23	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	57,900	3,459.53	200,307,000	3,135.00	181,516,500	2.04
24	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	34,400	5,699.30	196,056,000	5,250.00	180,600,000	2.03
25	日本	株式	信越化学工業	化学	28,400	6,920.00	196,528,000	6,120.00	173,808,000	1.95
26	日本	株式	三井物産	卸売業	129,000	1,340.94	172,981,800	1,315.00	169,635,000	1.91
27	日本	株式	小松製作所	機械	74,000	2,399.43	177,558,400	2,188.00	161,912,000	1.82
28	日本	株式	パナソニック	電気機器	173,000	838.06	144,984,400	851.00	147,223,000	1.66
29	日本	株式	花王	化学	41,200	3,380.00	139,256,000	3,140.00	129,368,000	1.45
30	日本	株式	東芝	電気機器	299,000	476.88	142,588,000	425.00	127,075,000	1.43

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	食料品	3.64
	化学	3.41
	医薬品	4.96
	鉄鋼	2.16
	機械	1.82
	電気機器	13.65
	輸送用機器	20.53
	陸運業	2.48
	情報・通信業	13.24
	卸売業	4.26
	小売業	2.60
	銀行業	17.80
	証券、商品先物取引業	2.57
	保険業	2.04
	不動産業	2.94
	小計	98.19
合計		98.19

- ②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

- ③【その他投資資産の主要なもの】
※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。評価にあたっては取引所の発表する清算値段を用いております。

名称	取引所	種類	買建 ／ 売建	通貨	枚数	簿価	評価額 (時価)	投資比率 (%)
TOPIX Core 30株価指数先物(2013年9月限)	東京証券取引所	株価指数先物	買建	円	259	166,148,500	156,954,000	1.76

(3)【運用実績】

- ①【純資産の推移】
平成25年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格 (終値・1口 当たり円)
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第2期 (2004年7月15日)	3,665	3,696	733.12	739.18	738
第3期 (2005年7月15日)	3,661	3,698	732.32	739.73	728
第4期 (2006年7月15日)	4,801	4,847	960.30	969.37	965
第5期 (2007年7月15日)	16,908	17,044	1,122.33	1,131.34	1,118
第6期 (2008年7月15日)	22,807	23,130	810.82	822.33	812
第7期 (2009年7月15日)	16,844	17,290	490.82	503.82	490
第8期 (2010年7月15日)	14,290	14,604	469.07	479.37	465
第9期 (2011年7月15日)	14,379	14,702	455.24	465.44	453
第10期 (2012年7月15日)	9,017	9,312	391.50	404.30	392
第11期 (2013年7月15日)	9,390	9,615	645.68	661.18	643
2012年7月末日	8,948	—	388.49	—	389
8月末日	8,821	—	382.99	—	385
9月末日	8,971	—	389.50	—	390
10月末日	9,011	—	391.22	—	389
11月末日	9,631	—	418.16	—	419
12月末日	10,755	—	466.94	—	465
2013年1月末日	8,510	—	520.03	—	518
2月末日	8,753	—	534.87	—	531
3月末日	9,182	—	561.07	—	561
4月末日	9,244	—	635.63	—	637
5月末日	9,047	—	622.13	—	626
6月末日	9,123	—	627.35	—	630

7月末日	8,868	—	609.77	—	612
------	-------	---	--------	---	-----

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金	
第2期	6.0600	円
第3期	7.4100	円
第4期	9.0700	円
第5期	9.0100	円
第6期	11.5100	円
第7期	13.0000	円
第8期	10.3000	円
第9期	10.2000	円
第10期	12.8000	円
第11期	15.5000	円

③【収益率の推移】

期	収益率	
第2期	11.3	%
第3期	0.9	%
第4期	32.4	%
第5期	17.8	%
第6期	△26.7	%
第7期	△37.9	%
第8期	△2.3	%
第9期	△0.8	%
第10期	△11.2	%
第11期	68.9	%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

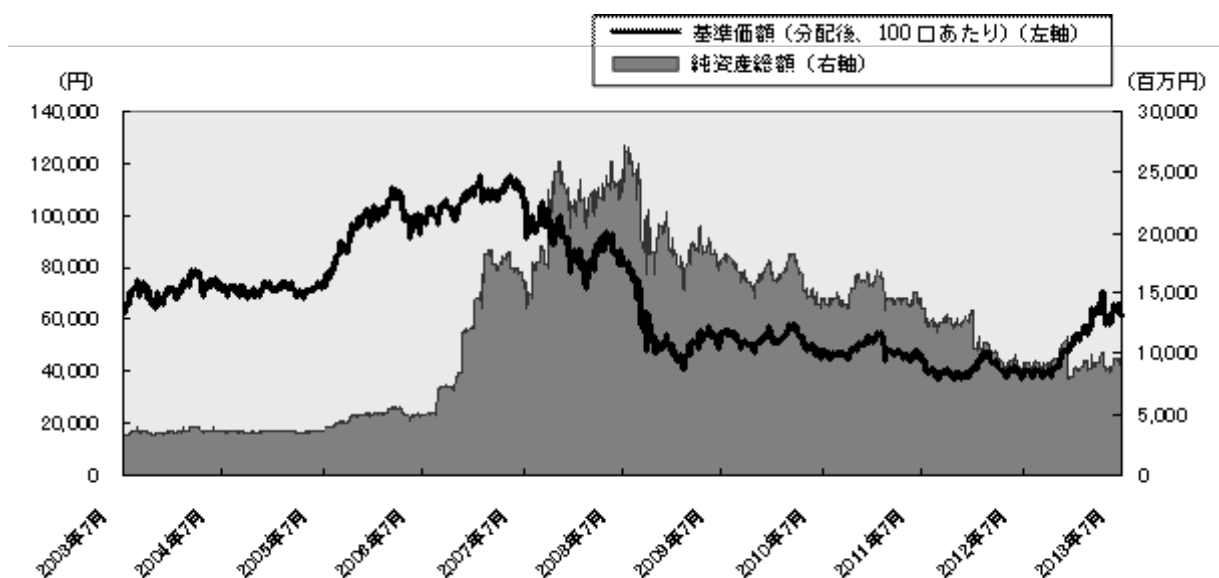
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第2期	—	—	5,000,400
第3期	—	—	5,000,400
第4期	—	—	5,000,400
第5期	11,992,700	1,927,781	15,065,319
第6期	15,002,200	1,939,077	28,128,442
第7期	13,962,400	7,772,128	34,318,714
第8期	—	3,852,580	30,466,134
第9期	4,997,300	3,875,788	31,587,646
第10期	1,984,100	10,538,431	23,033,315
第11期	—	8,489,981	14,543,334

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

※解約口数は交換口数を表示しております。

<参考情報> 運用実績（2013年7月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次）



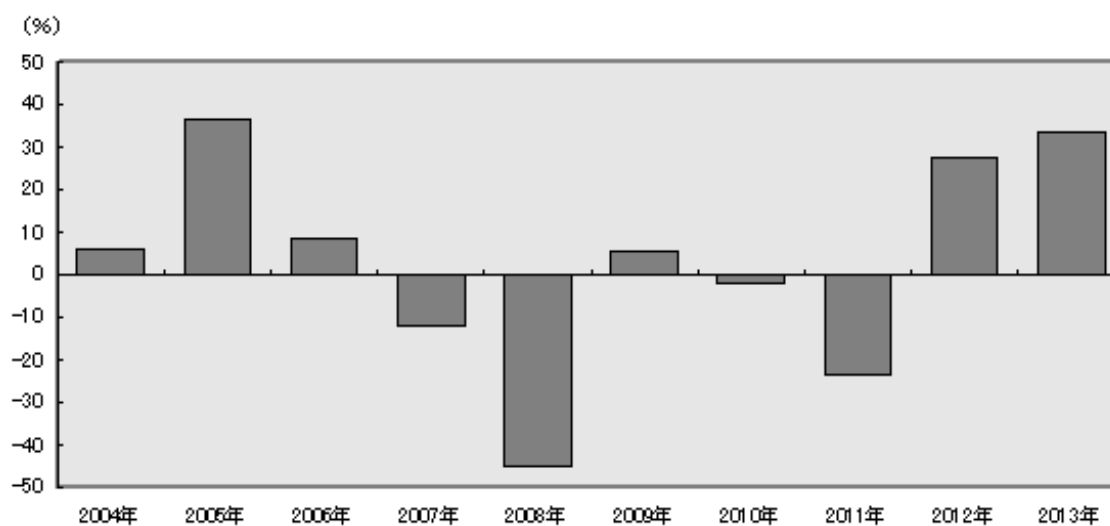
[分配の推移]（100口あたり、課税前）

2013年7月	1,550 円
2012年7月	1,280 円
2011年7月	1,020 円
2010年7月	1,030 円
2009年7月	1,300 円
設定来累計	10,906 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)			
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	13.1
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	7.7
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	5.7
4	本田技研工業	輸送用機器	5.2
5	ソフトバンク	情報・通信業	5.1
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4.4
7	日本たばこ産業	食料品	3.6
8	日本電信電話	情報・通信業	3.5
9	キヤノン	電気機器	3.0
10	三菱地所	不動産業	2.9

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2013年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、取得申込受付日の前営業日の午後3時まで、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

ただし、委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込の受付を停止します。

- 1 毎月最終営業日の前営業日
- 2 TOPIX Core 30構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内
- 3 TOPIX Core 30の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々4営業日前から起算して5営業日以内
- 4 ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 5 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く。）については、受益権の取得の申込を受付ける場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、TOPIX Core 30に連動すると委託者が想定する1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数^(※1)は、100口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

(※1) 信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX Core 30に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ(原則日々公表するものとします。)を構

成する銘柄の株式につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が定めます。

委託者は、取得申込日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオ（以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。）を販売会社に提示します。

取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込日から起算して3営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^(※2)。

（※2） 取得申込者が、TOPIX Core 30の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該発行会社の株式の時価総額に相当する金額を当該株式に代えて金銭をもって支払うものとします。この場合の時価総額は、取得申込受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に指定株式ポートフォリオにおける当該株式の株数を乗じて得た金額とします。なお、この場合、取得申込者は、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（上記に定める当該株式の時価総額の0.15%の額）をあわせて支払うものとします。

なお、取得申込者が、TOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該取得申込を当該取得申込者から受付けた第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者がTOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で取得申込を行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。

当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が申込ユニットの評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金銭を取得申込日から起算して3営業日目までに販売会社に支払うものとします。

受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込の受付けを停止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

＜申込手数料＞

販売会社が独自に定める額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込に要する指定株式ポートフォリオ等（取得申込者が、TOPIX Core 30の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下この項において同じ。）の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託にかかる指定株式ポートフォリオ等について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加

信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中に一部解約の実行を請求することはできません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日(以下「交換受付日」といいます。)の前営業日(以下「交換申込日」といいます。)に、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換(以下「交換」といいます。)を請求することができます。なお、交換申込日の午後3時までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、原則として、次の各号の期日および期間については、交換請求の受付を停止します。

- 1 毎月最終営業日およびその前営業日
- 2 TOPIX Core 30構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
- 3 TOPIX Core 30の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々4営業日前から起算して4営業日以内
- 4 ファンドの計算期間終了日(決算日)の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
- 5 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除く。）については、交換請求の受け付けを行なう場合があります。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって、販売会社所定の方法で行なうものとします。

交換の単位は100万口以上100万口単位とします。交換の単位は、信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者がTOPIX Core 30に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が定めた口数(以下「最小交換口数」といいます。)とします。なお、将来においてTOPIX Core 30の変動(値上がり)などにより、基準とする口数は変更されることがあります。

交換の価額は、交換請求受付日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受付けを停止すること、およびすでに受付けた交換請求の受付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受付けが中止された場合には、受益者は、当該受付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとします。

※販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものとして取り扱います。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(交換で交付する銘柄・株数の計算)

受益者が交換によって取得できる銘柄・株数は、交換の請求を委託者が受付けた日のファンドの保有銘柄および基準価額に基づいて計算された銘柄・株数とし、株数については取引所売買単位(以下「単位株数」といいます。)の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

- I 交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。
- II Iで求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。
- III IIで求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。(これを「仮交換ポートフォリオ」とします。)

IV IIIで求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。

V IVで求めた仮交換ポートの時価総額がIで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行いません。

(i) IIIにおける四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(ii) 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額がIで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、IIIにおける繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(iii) (ii)を繰り返します。

VI 原則として、Vで求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超えてしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※ 交換により交付する銘柄は、必ずしもTOPIX Core 30を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。

また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしもTOPIX Core 30を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(交換する受益権口数の確定)

委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数(1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。)を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、TOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。)に前記「交換で交付する銘柄・株数の計算」により計算された当該発行会社の株数を乗じて得た金額とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、TOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた第一種金融商品取引業者(第一種金融商品取引業者がTOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。)は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。当該通知が交換の請求の取次ぎの

際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（交換による株式の交付等）

受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(c) 受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1 交換により発生する取引所売買単位未満の振替受益権

2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して

得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した100口当りの金額をいいます。

信託財産に属する株式(交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの(株式の振替制度移行後においては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとしします。)を除く)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)により評価するものとしします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金額の計理処理について＞

(i)追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に前記「1 申込(販売)手続等 (※2)」中の経費に相当する金額を加えた額としします。

(ii)追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と株式の交換の計理処理について＞

受益権と株式の交換にあつては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者がTOPIX Core 30構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を返還する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限としします(平成14年4月2日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年7月16日から翌年7月15日までとしします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日としします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が200万口を下ることとなった場合、または、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときまたはTOPIX Core 30が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(i)および(ii)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」(i)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、「(a)ファンドの繰上償還条項」(ii)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- (vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 信託約款の変更

- (i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(c)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i)信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii)上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii)信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし

ます。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(h) 株式の売却の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 金融商品および先物取引の指図範囲」に定める第1号から第4号までの金融商品による運用に限るものとします。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

(i) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 上記(i)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c) 信託約款の変更」(iv)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

(i) 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ii) 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合において、委託者は「(c) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

(i) 当該受益権は、上記当該会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。

(ii) 当該会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。

(iii) 当該会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を

通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

この信託契約締結当初および平成20年1月4日前の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで受益証券を交付し、平成20年1月4日以降の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、受益者が登録の際にあらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約[※]を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

※詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

② 信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、100万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座等に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

ただし、TOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額)とします。

交換は、販売会社の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する銘柄・株数は、信託終了日の5営業日前の日のファンドの保有銘柄および基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換株数の計算方法は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b)受益権と信託財産に属する株式との交換」に記載されている交換で交付する銘柄・株数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された

受益権（各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものと
して取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済
みであることを確認するものとします。

上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取る
事を原則とします。

- 1 受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口
数の振替受益権または受益証券
- 2 100万口に満たない振替受益権または受益証券(取引所売買単位未満の振替受益権ま
たは受益証券を含みます。)

販売会社は、受益者に買取りを行なうとき、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料およ
び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請
が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から、また、受益証券については交換
する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して3営業日目から行ないま
す。

信託財産が買取った受益権については、個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付
を行ないます。

受益者が、株式の交換について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利
を失い、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

TOPIX Core 30連動型上場投資信託

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成24年7月16日から平成25年7月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 平成24年 7月15日現在	第11期 平成25年 7月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	530,433,007	375,753,723
株式	8,766,826,400	9,218,431,700
派生商品評価勘定	16,205,310	10,214,183
未収入金	17,141,760	13,970,944
未収配当金	13,061,200	9,975,300
未収利息	4,020	3,285
流動資産合計	9,343,671,697	9,628,349,135
資産合計	9,343,671,697	9,628,349,135
負債の部		
流動負債		
前受金	19,235,000	2,152,500
未払収益分配金	294,826,432	225,421,677
未払受託者報酬	3,777,225	3,286,960
未払委託者報酬	8,093,986	7,043,428
その他未払費用	107,848	93,846
流動負債合計	326,040,491	237,998,411
負債合計	326,040,491	237,998,411
純資産の部		
元本等		
元本	18,334,518,740	11,576,493,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,316,887,534	△2,186,143,140
（分配準備積立金）	13,243,999	1,253,930
元本等合計	9,017,631,206	9,390,350,724
純資産合計	9,017,631,206	9,390,350,724
負債純資産合計	9,343,671,697	9,628,349,135

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自平成23年 7月16日 至平成24年 7月15日	第11期 自平成24年 7月16日 至平成25年 7月15日
営業収益		
受取配当金	314,669,209	234,622,560
受取利息	231,505	243,445
有価証券売買等損益	△1,764,741,956	4,572,582,630
派生商品取引等損益	△10,415,200	160,078,357
その他収益	18,183	17,736
営業収益合計	△1,460,238,259	4,967,544,728
営業費用		
受託者報酬	8,485,605	6,764,259
委託者報酬	18,183,301	14,494,727
その他費用	242,311	193,147
営業費用合計	26,911,217	21,452,133
営業利益	△1,487,149,476	4,946,092,595
経常利益	△1,487,149,476	4,946,092,595
当期純利益	△1,487,149,476	4,946,092,595
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△10,763,814,563	△9,316,887,534
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,045,770,776	2,410,073,476
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,045,770,776	2,410,073,476
剰余金減少額又は欠損金増加額	816,867,839	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	816,867,839	—
分配金	294,826,432	225,421,677
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,316,887,534	△2,186,143,140

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 (2) 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成24年7月16日から平成25年7月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 平成24年7月15日現在	第11期 平成25年7月15日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 23,033,315 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 14,543,334 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 9,316,887,534 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,186,143,140 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 391.50 円 (100口当たり純資産額 39,150 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 645.68 円 (100口当たり純資産額 64,568 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月15日			第11期 自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日		
1 分配金の計算過程 計算期末における収益分配可能額308,070,431円 (100口当たり1,337円)のうち、294,826,432円 (100口当たり1,280円)を分配金額としております。			1 分配金の計算過程 計算期末における収益分配可能額226,675,607円 (100口当たり1,558円)のうち、225,421,677円 (100口当たり1,550円)を分配金額としております。		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	円	当期配当等収益額	A	円
		314,918,897			234,883,741
分配準備積立金	B	円	分配準備積立金	B	円
		20,062,751			13,243,999
配当等収益合計額	C = A + B	円	配当等収益合計額	C = A + B	円
		334,981,648			248,127,740
経費	D	円	経費	D	円
		26,911,217			21,452,133
収益分配可能額	E = C - D	円	収益分配可能額	E = C - D	円
		308,070,431			226,675,607
収益分配金	F	円	収益分配金	F	円
		294,826,432			225,421,677
次期繰越金(分配準備積立金)	G = E - F	円	次期繰越金(分配準備積立金)	G = E - F	円
		13,243,999			1,253,930
口数	H	口	口数	H	口
		23,033,315			14,543,334
100口当たり分配金	I = F / H×100	円	100口当たり分配金	I = F / H×100	円
		1,280			1,550

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第10期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月15日	第11期 自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	1 金融商品に対する取組方針 同左 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左 3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第10期 平成24年7月15日現在	第11期 平成25年7月15日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 ○株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月15日	第11期 自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第10期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月15日	第11期 自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日
期首元本額 25,143,766,216 円	期首元本額 18,334,518,740 円
期中追加設定元本額 1,579,343,600 円	期中追加設定元本額 — 円
期中一部交換元本額 8,388,591,076 円	期中一部交換元本額 6,758,024,876 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第10期 自 平成23年7月16日 至 平成24年7月15日	第11期 自 平成24年7月16日 至 平成25年7月15日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	△1,163,860,569	3,561,907,362
合計	△1,163,860,569	3,561,907,362

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第10期(平成24年7月15日現在)			第11期(平成25年7月15日現在)		
	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			うち1年超		

市場取引								
先物取引								
株価指数先 物取引								
買建	228,510,000	—	244,755,000	16,205,310	155,918,000	—	166,148,500	10,214,183
合計	228,510,000	—	244,755,000	16,205,310	155,918,000	—	166,148,500	10,214,183

(注)時価の算定方法

先物取引

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

(平成25年7月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	日本たばこ産業	94,100	3,685.00	346,758,500	
	信越化学工業	28,400	6,920.00	196,528,000	
	花王	42,000	3,380.00	141,960,000	
	武田薬品工業	59,300	4,740.00	281,082,000	
	アステラス製薬	34,300	5,700.00	195,510,000	
	新日鐵住金	669,000	299.00	200,031,000	
	小松製作所	73,800	2,400.00	177,120,000	
	日立製作所	363,000	659.00	239,217,000	
	東芝	298,000	477.00	142,146,000	
	パナソニック	172,600	838.00	144,638,800	
	ソニー	94,900	2,179.00	206,787,100	
	ファナック	15,700	15,180.00	238,326,000	
	キヤノン	93,800	3,370.00	316,106,000	

	日産自動車	190,800	1,095.00	208,926,000	
	トヨタ自動車	194,100	6,410.00	1,244,181,000	
	本田技研工業	127,400	3,805.00	484,757,000	
	東日本旅客鉄道	27,900	8,350.00	232,965,000	
	日本電信電話	62,800	5,250.00	329,700,000	
	KDD I	42,100	5,210.00	219,341,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,228	157,500.00	193,410,000	
	ソフトバンク	72,200	5,760.00	415,872,000	
	三井物産	128,700	1,341.00	172,586,700	
	三菱商事	116,300	1,829.00	212,712,700	
	セブン&アイ・ホールディングス	62,400	3,930.00	245,232,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,129,000	655.00	739,495,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	112,800	4,775.00	538,620,000	
	みずほフィナンシャルグループ	1,928,500	217.00	418,484,500	
	野村ホールディングス	304,800	818.00	249,326,400	
	東京海上ホールディングス	57,800	3,460.00	199,988,000	

	三菱地所	104,000	2,756.00	286,624,000	
計	銘柄数：30			9,218,431,700	
	組入時価比率：98.2%			100.0%	
合計				9,218,431,700	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成25年7月15日現在)

該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年7月31日現在

I	資産総額	9,272,487,295	円
II	負債総額	404,399,790	円
III	純資産総額(I － II)	8,868,087,505	円
IV	発行済口数	14,543,334	口
V	1口当たり純資産額(III／IV)	609.77	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 信託終了時の交換等

委託者は、ファンドが信託終了するときは、100万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の5営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権（各受益権について受益者がTOPIX Core 30構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。なお、一定口数に満たない振替受益権または受益証券（取引所売買単位未満の振

替受益権または受益証券を含みます。）等については、信託終了日の基準価額をもとに販売会社はその受益権を買取することを原則とします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構

(a) 会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

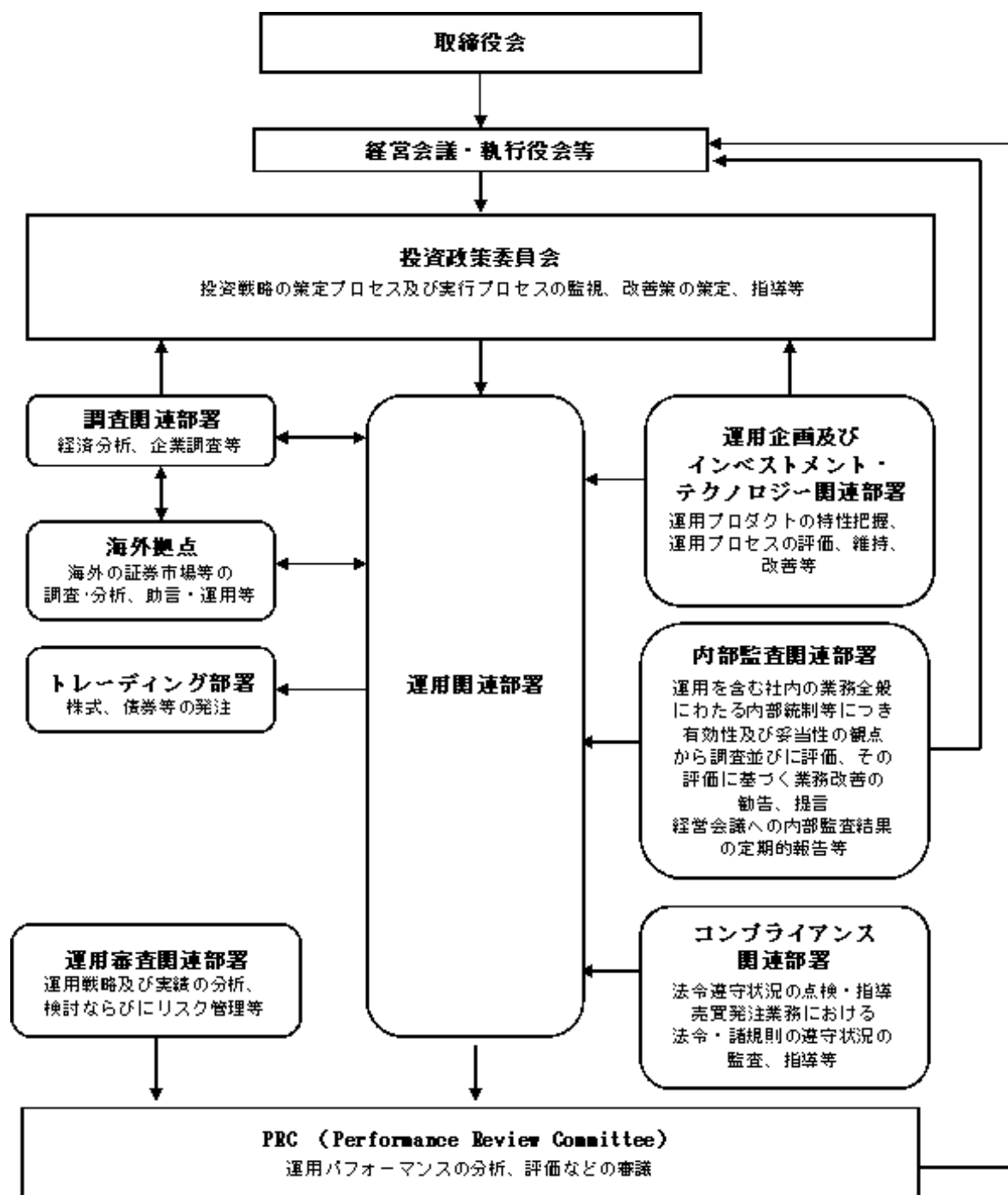
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成25年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	768	12,145,385
単位型株式投資信託	41	268,702
追加型公社債投資信託	18	5,934,824
単位型公社債投資信託	8	93,782
合計	835	18,442,694

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			240		333
金銭の信託			50,326		51,061
有価証券			1,800		4,500
短期貸付金			153		-
前払費用			37		29
未収入金			217		271
未収委託者報酬			8,149		8,651
未収収益			4,200		4,224
繰延税金資産			1,402		1,504
その他			14		12
貸倒引当金			△6		△6
流動資産計			66,535		70,582
固定資産					
有形固定資産			1,677		1,470
建物	※2	516		485	
器具備品	※2	1,161		985	
無形固定資産			9,754		8,458
ソフトウェア		9,753		8,457	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,505		21,443
投資有価証券		6,691		9,061	
関係会社株式		14,429		12,092	
従業員長期貸付金		29		29	
長期差入保証金		57		55	
長期前払費用		23		19	
その他		273		184	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			32,937		31,373
資産合計			99,472		101,956

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			—		3,000
関係会社短期借入金			8,500		2,000
預り金			93		102
未払金	※ 1		6,276		6,481
未払収益分配金		4		3	
未払償還金		50		42	
未払手数料		3,610		3,764	
その他未払金		2,610		2,671	
未払費用	※ 1		6,760		6,979
未払法人税等			856		763
前受収益			6		-
賞与引当金			2,816		3,109
流動負債計			25,310		22,436
固定負債					
退職給付引当金			2,437		813
時効後支払損引当金			489		495
繰延税金負債			7		1,640
固定負債計			2,934		2,948
負債合計			28,244		25,385
(純資産の部)					
株主資本			68,521		71,942
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			39,611		43,032
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		38,926		42,347	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		14,320		17,740	
評価・換算差額等			2,705		4,628
その他有価証券評価差額金			2,693		4,659
繰延ヘッジ損益			12		△30
純資産合計			71,227		76,570
負債・純資産合計			99,472		101,956

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			78,412		74,067
運用受託報酬			17,784		17,516
その他営業収益			129		163
営業収益計			96,325		91,747
営業費用					
支払手数料			40,671		37,925
広告宣伝費			952		768
公告費			0		0
受益証券発行費			5		5
調査費			19,308		16,591
調査費		1,108		1,138	
委託調査費		18,200		15,453	
委託計算費			931		903
営業雑経費			2,523		2,616
通信費		213		199	
印刷費		1,085		1,057	
協会費		76		76	
諸経費		1,147		1,282	
営業費用計			64,393		58,810
一般管理費					
給料			9,635		10,039
役員報酬	※ 2	252		229	
給料・手当		6,602		6,696	
賞与		2,780		3,114	
交際費			140		122
旅費交通費			473		446
租税公課			224		289
不動産賃借料			1,309		1,242
退職給付費用			1,039		1,067
固定資産減価償却費			4,354		4,106
諸経費			6,204		6,273
一般管理費計			23,381		23,589
営業利益			8,550		9,347

		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,116		3,002	
収益分配金		9		0	
受取利息		3		2	
金銭の信託運用益		377		1,016	
為替差益		55		43	
その他		360		331	
営業外収益計			4,924		4,396
営業外費用					
支払利息	※ 1	54		56	
時効後支払損引当金繰入額		38		9	
その他		11		78	
営業外費用計			104		145
経常利益			13,370		13,598
特別利益					
投資有価証券等売却益		36		59	
株式報酬受入益		177		160	
固定資産売却益		—		10	
特別利益計			214		230
特別損失					
投資有価証券売却損		136		60	
投資有価証券等評価損		1		9	
関係会社株式評価損		—		2,916	
固定資産除却損	※ 3	82		118	
特別損失計			221		3,105
税引前当期純利益			13,363		10,723
法人税、住民税及び事業税			3,625		3,765
法人税等調整額			1,228		446
当期純利益			8,509		6,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

		(単位：百万円)	
		前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本			
資本金			
当期首残高		17,180	17,180
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		17,180	17,180
資本剰余金			
資本準備金			
当期首残高		11,729	11,729
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		11,729	11,729
資本剰余金合計			
当期首残高		11,729	11,729
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		11,729	11,729
利益剰余金			
利益準備金			
当期首残高		685	685
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		685	685
その他利益剰余金			
別途積立金			
当期首残高		24,606	24,606
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		24,606	24,606
繰越利益剰余金			
当期首残高		14,077	14,320
当期変動額			
剰余金の配当		△8,267	△3,090
当期純利益		8,509	6,510
当期変動額合計		242	3,420
当期末残高		14,320	17,740
利益剰余金合計			
当期首残高		39,369	39,611
当期変動額			
剰余金の配当		△8,267	△3,090
当期純利益		8,509	6,510
当期変動額合計		242	3,420
当期末残高		39,611	43,032

株主資本合計		
当期首残高	68,279	68,521
当期変動額		
剰余金の配当	△8,267	△3,090
当期純利益	8,509	6,510
当期変動額合計	242	3,420
当期末残高	68,521	71,942
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,694	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△0	1,965
当期変動額合計	△0	1,965
当期末残高	2,693	4,659
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△69	12
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	82	△43
当期変動額合計	82	△43
当期末残高	12	△30
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,624	2,705
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	81	1,922
当期末残高	2,705	4,628
純資産合計		
当期首残高	70,903	71,227
当期変動額		
剰余金の配当	△8,267	△3,090
当期純利益	8,509	6,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	81	1,922
当期変動額合計	324	5,342
当期末残高	71,227	76,570

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。								
6. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。								

7. ヘッジ会計	(1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に置いて繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[会計方針の変更等]

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成24年 3 月31日)	当事業年度末 (平成25年 3 月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払金 2,320百万円 未 払 費 1,267 用	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払金 2,368百万円 未 払 費 1,584 用
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 477百万円 器具備品 2,303 合計 2,780	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 518百万円 器具備品 2,524 合計 3,043

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,776百万円 支払利息 54	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支払利息 44
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 建物 19百万円 器具備品 9 ソフトウェア 53 合計 82	※ 3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソフトウェア 89 合計 118

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 野村ホールディングス株式会社株式

配当財産の帳簿価額 8,267百万円

1株当たり配当額 1,605円12銭

基準日 平成23年7月19日

効力発生日 平成23年7月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 600円

基準日

平成24年 3 月31日

効力発生日

平成24年 6 月 1 日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 770円

基準日 平成25年3月31日

効力発生日 平成25年6月21日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)																				
1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	1. ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) (同左)																				
(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td>184百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>163</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td>21</td></tr> </table>	取得価額相当額	184百万円	減価償却累計額相当額	163	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	21	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 器具備品 <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減損損失累計額相当額</td><td>—</td></tr> <tr><td>期末残高相当額</td><td>—</td></tr> </table>	取得価額相当額	—百万円	減価償却累計額相当額	—	減損損失累計額相当額	—	期末残高相当額	—				
取得価額相当額	184百万円																				
減価償却累計額相当額	163																				
減損損失累計額相当額	—																				
期末残高相当額	21																				
取得価額相当額	—百万円																				
減価償却累計額相当額	—																				
減損損失累計額相当額	—																				
期末残高相当額	—																				
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年以内</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>—</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 ー百万円	1年以内	22百万円	1年超	—	合計	22	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年以内</td><td>ー百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>—</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—</td></tr> </table> リース資産減損勘定期末残高 ー百万円	1年以内	ー百万円	1年超	—	合計	—								
1年以内	22百万円																				
1年超	—																				
合計	22																				
1年以内	ー百万円																				
1年超	—																				
合計	—																				
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>75百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>70</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>1</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table>	支払リース料	75百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	70	支払利息相当額	1	減損損失	—	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>22百万円</td></tr> <tr><td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>21</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>0</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td>—</td></tr> </table>	支払リース料	22百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—	減価償却費相当額	21	支払利息相当額	0	減損損失	—
支払リース料	75百万円																				
リース資産減損勘定の取崩額	—																				
減価償却費相当額	70																				
支払利息相当額	1																				
減損損失	—																				
支払リース料	22百万円																				
リース資産減損勘定の取崩額	—																				
減価償却費相当額	21																				
支払利息相当額	0																				
減損損失	—																				
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)																				
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)																				
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr><td>1年以内</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>24</td></tr> <tr><td>合計</td><td>40</td></tr> </table>	1年以内	15百万円	1年超	24	合計	40	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 <table> <tr><td>1年以内</td><td>3百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6</td></tr> </table>	1年以内	3百万円	1年超	2	合計	6								
1年以内	15百万円																				
1年超	24																				
合計	40																				
1年以内	3百万円																				
1年超	2																				
合計	6																				

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年３月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	240	240	-
(2)金銭の信託	50,326	50,326	-
(3)短期貸付金	153	153	-
(4)未収委託者報酬	8,149	8,149	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,725	7,725	-
(6)関係会社株式	3,064	89,073	86,009
資産計	69,658	155,667	86,009
(7)短期借入金	-	-	-
(8)関係会社短期借入金	8,500	8,500	-
(9)未払金	6,276	6,276	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	50	50	-
未払手数料	3,610	3,610	-
その他未払金	2,610	2,610	-
(10)未払費用	6,760	6,760	-
(11)未払法人税等	856	856	-
負債計	22,393	22,393	-
(12)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	10	10	-
デリバティブ取引計	10	10	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注１：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3) 短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以て時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から

提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券766百万円、関係会社株式11,365百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	238	-	-	-
金銭の信託	50,326	-	-	-
短期貸付金	153	-	-	-
未収委託者報酬	8,149	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	1,800	1	-	-
合計	60,668	1	-	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)短期貸付金	-	-	-
(4)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(6)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(7)短期借入金	3,000	3,000	-
(8)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(9)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(10)未払費用	6,979	6,979	-
(11)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(12)デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 短期借入金、(8) 関係会社短期借入金、(9) 未払金、(10) 未払費用、(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-
合計	64,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	89,073	86,009
合計	3,064	89,073	86,009

4. その他有価証券(平成24年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	4,624	282	4,341
小計	4,624	282	4,341
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※1)	1,300	1,431	△130
譲渡性預金	1,800	1,800	—
小計	3,100	3,231	△130
合計	7,725	3,514	4,210

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は12百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	40	1	26
投資信託	1,343	—	110

合計	1,384	1	136
----	-------	---	-----

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

◇ デリバティブ取引関係

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	1,308	-	10	先物為替相場によって
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	153	-	(*1) -	-
合 計			1,462	-	(*1) 10	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	647	-	3	先物為替相場によって
合 計			647	-	3	-

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成24年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△13,948百万円
ロ. 年金資産	9,508
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△4,440
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,575
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△572
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△2,437
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△2,437
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
イ. 勤務費用	543百万円
ロ. 利息費用	272
ハ. 期待運用収益	△186
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	280
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	869
チ. その他(注)	170
計	1,039
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.8%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)

イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055

(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成24年3月31日)		当事業年度末 (平成25年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,070	賞与引当金	1,181
関係会社株式評価減	-	関係会社株式評価減	1,050
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	501
ゴルフ会員権評価減	430	ゴルフ会員権評価減	408
退職給付引当金	877	退職給付引当金	292
減価償却超過額	243	減価償却超過額	208
未払事業税	166	未払事業税	184
時効後支払損引当金	176	時効後支払損引当金	178
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	80	未払社会保険料	90
繰延ヘッジ損失	-	繰延ヘッジ損失	18
その他	68	その他	124
繰延税金資産小計	4,564	繰延税金資産小計	5,189
評価性引当金	△1,650	評価性引当金	△2,704
繰延税金資産計	2,913	繰延税金資産計	2,485
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	1,511	有価証券評価差額金	2,620
繰延ヘッジ利益	7	繰延ヘッジ利益	-
繰延税金負債計	1,518	繰延税金負債計	2,620
繰延税金資産(純額)	1,394	繰延税金負債(純額)	135
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△11.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	4.2%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.0%	外国税額控除	△0.0%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%
関係会社株式評価減	-%	関係会社株式評価減	10.3%
その他	△0.3%	その他	△1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後開始する事業年度より、法人税率が30%から25.5%に引き下げられました。また、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が同日に公布され、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（指定期間）内に開始する事業年度（3年間）は、各課税事業年度の基準法人税額の10%が復興特別法人税として課税されることになりました。これらの改正により、繰延税金資産および繰延税金負債を計算する法定実効税率は平成24年4月1日から平成27年3月31日までに解消すると見込まれる一時差異等については38%、平成27年4月1日以降に解消すると見込まれる一時差異等については36%となっております。

この改正の影響により、繰延税金資産の純額が108百万円減少し、法人税等調整額は322百万円増加しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	90,500	関係会社 短期 借入金	8,500
							資金の返済	90,000		
							借入金利息の支払	54	未払費用	2
							金銭信託の移管(*2)	9,258	—	—
							株式交換(*3)	8,267	—	—

(イ) 子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*4)	5,887	未払費用	478

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*5)	33,134	未払手数料	2,987
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*6)	2,126	未払費用	787

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) 譲渡代金は、平成24年1月17日における時価評価金額としています。
- (*3) 当社が保有する野村土地建物株式会社株式と引き換えに野村ホールディングス株式会社株式を取得いたしました。交換は、第三者算定機関の算定による交換比率に基づいております。
- (*4) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*5) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*6) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	166,580
固定資産合計	229,654
流動負債合計	72,440
固定負債合計	74,932
純資産合計	248,861
売上高	320,289
税引前当期純利益	62,962
当期純利益	41,340

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

(イ) 子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105
親会社の 子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,941	未払費用	827
親会社の 子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記**（1）親会社情報**

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 173,316

固定資産合計 239,585

流動負債合計 119,842

固定負債合計 20,742

純資産合計 272,316

売上高 337,340

税引前当期純利益 34,113

当期純利益 21,544

◇ 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	13,828円81銭	1株当たり純資産額	14,866円12銭
1株当たり当期純利益	1,652円20銭	1株当たり当期純利益	1,264円08銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	8,509百万円	損益計算書上の当期純利益	6,510百万円
普通株式に係る当期純利益	8,509百万円	普通株式に係る当期純利益	6,510百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成25年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
JPモルガン証券株式会社	50,275百万円	
ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	31,703百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円	
バークレイズ証券株式会社	32,945百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	119,440百万円	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	62,149百万円	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000百万円	

* 平成25年7月末現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務ならびに信託終了時の交換の交付等に関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

(持株比率5%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3 【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成24年9月27日

有価証券届出書、有価証券報告書

平成25年3月28日

半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成25年8月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTOPIX Core 30連動型上場投資信託の平成24年7月16日から平成25年7月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOPIX Core 30連動型上場投資信託の平成25年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

